

リモートワークなどにおける 電子署名の活用に関する意見

電子署名法に基づく認定認証事業者の観点から



2020年5月

株式会社帝国データバンク
業務推進部サービスサポート課
TDB企業コード：986700000
法人番号：7010401018377

電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）を、本文で「電子署名法」と記載しています。
電子委任状の普及の促進に関する法律（平成29年法律第64号）を、本文で「電子委任状法」と記載しています。
本資料の一部、全部を問わず、株式会社帝国データバンクの承諾なく、引用・複製または第三者へ開示することを禁じます。
本資料の画面および機能は、一部変更となる場合があります。
個人情報の取り扱いについては、こちらをご覧ください <https://www.tdb.co.jp/privacy>



- 1900年創業以来「企業信用調査」を実施。
全国1,700人の調査員が直接訪問し企業の実在を確認
- 1999年インターネット上の「安全な電子商取引」の提供を
目的として電子認証事業に参入。
- 2003年2月電子署名法の認定を受けた「TDB電子認証サー
ビスTypeA」を開始。
官公庁・地方自治体の電子入札や、電子申告
・納税、e-Govなど電子申請など対応
(2019年11月に電子委任状法に対応済み)。
- 2006年7月「TDB DigiCert 電子認証サービスClass2」提供
を開始。BtoBにおける「電子契約」をはじめとした企業間
の電子商取引において活用（電子署名法の特定認証業務に
あたる）。



- COVID-19による緊急事態宣言に因り、企業のリモートワークが求められる一方で、リモートワークが進まない要因の1つとして、業務におけるハンコの押印が挙げられる。
- 業務の見直しにより、押印自体が不要であれば、そのように仕訳すれば良い（例．社内の簡易な決裁など）。
- 押印が必須とされる業務（例えば契約書への署名押印）には、電子署名が活用される想定。
- 電子署名を広く活用されるために、どのような方策が必要か検討した。

1)電子署名の普及に必要な改善（場面別）

CtoG：マイナポータルを利用した「マイナンバーカード」での電子署名

- ü 必要者による申込→**国民全配付が効果的**
- ü 銀行口座の紐付けも併せて実施
- ü 活用しやすさも検討要（**パスワード忘却や紛失・盗難時の再発行手続き等**）

BtoG：電子署名法に基づく「認定認証事業者の電子証明書」による電子署名

- ü 電子署名の真正性を確認可能な仕組み（政府認証基盤）や受入システム（e-Gov等）は整備済のため、政府・地方自治体の**バックオフィス情報連携による「デジタルファースト・ワンス・トップ・ワンスオンリー・」を実現**（雇用調整助成金・持続化給付金の電子申請化）
- ü 電子申請への**モチベーション向上策**（手数料減免）或いは**推進策**（電子申請手続必須化）実施
- ü 地方自治体の**共通申請システム化**（行政単位で異なる運用を防止。例：電子入札システム）

BtoB：電子署名法に基づく「特定認証業務の電子証明書」で電子署名

- ü 認定認証事業者の発行するものより**手続が簡易、且つ安価で発行可能な電子証明書を利用**
 - n ベンダー信頼済み電子証明書（Microsoft社・Adobe社など）や認証方法の整理が必要
- ü **アプリケーション間の相互乗入を可能とする改革が必要**（電子契約システムやEDI、など）

n 同一業務の多端末化は、防止しなければならない

ü **リモート署名が安全・安心して利用が可能な環境の整備**

n 総務省「プラットフォームサービスに関する研究会 トラストサービス検討WG 最終取りまとめ」で「電子署名法の下でリモート署名の位置づけを検討することで整理」

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban18_01000075.html

n 民間団体によるガイドラインが参照可能

日本トラストテクノロジー協議会（JT2A）『リモート署名ガイドライン』

<https://www.jnsa.org/result/jt2a/2020/index.html>

CtoB：**規制を開放**のうえで「マイナンバーカード」での電子署名

- ü 民間で厳密な本人確認を要する電子署名はマイナンバーカードが望ましいが、「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則 第27条八」により、**現状では取扱は「プラットフォーム事業者」に限定され、利活用が難しい**

https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=415M60000008120

2)電子署名の普及に必要な改善（環境別）

1. 電子署名に関する教育・周知

電子署名法成立後20年が経過するが、国民全員には未だ一般的では無い状況。
マイナンバーカードを含め、今後のデジタルガバメント推進など施策とともに、国民が理解しやすい案内（広報活動）が必要

2. 契約書類に因っては長期間保存が必要、「タイムスタンプ」の活用が必要

3. ビジネスでは、「意思表示までは不要だが発出証明・改竄検知が可能」である「eシール」による電子署名の活用も必要

4. 上記「3,4」は総務省にて今年度検討会を立ち上げ、検討を開始しているところ、全省庁による積極的なサポートが必要

○総務省トップ > 組織案内 > 研究会等 > タイムスタンプ認定制度に関する検討会

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/timestamp/index.html

○総務省トップ > 組織案内 > 研究会等 > 組織が発行するデータの信頼性を確保する制度に関する検討会

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/data_organization/index.html

5. 上記「5.」は、国際的な相互認証を予め視野に入れておくことが重要

○経済が既にグローバル化している中で、ガラパゴス化は後々に致命的

6. 電子署名法に「認証用途」を追加

マイナンバーカードは「署名用電子証明書」とともに、認証用途に活用できる「利用者証明用電子証明書」があり、法律にも定義済み（「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」第22条～第38条）。

政府の官職証明書や地方自治体の職責証明書でも認証用途証明書が存在。

一方で、電子署名法は専ら署名用途のみ規定されているのみであり、マイナンバーカードと同様に規定されると利活用が拡大

○経済産業省ホーム > 政策について > 審議会・研究会等 > ものづくり/情報/流通・サービス

> 電子署名法研究会（平成27年度第4回）-議事要旨（参考）

https://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/shoujo/denshishomeihou/h27_04_giji.html

弊社はネットワーク上の商空間においても
安全かつ健全な企業活動を支援します

- n 当資料は現時点での一般的な情報に基づいて作成しており、その情報の正確性、完全性および適合性について保証するものではありません。
- n 当資料により、貴社と弊社の間には何ら契約関係が発生するものではなく、弊社が法的な義務・責任を負うものではありません。
- n 専門的知識や法律に係る問題については、貴社の顧問弁護士、税理士などの専門家にご相談ください。
- n 当資料は著作権法と不正競争防止法上の保護を受けています。当資料の一部あるいは全部について、株式会社帝国データバンクから文書による承諾を得ずに、いかなる方法においても無断で複写、複製、ノウハウの使用、企業秘密の展開等を行うことは禁じられています。



法人番号：7010401018377

TDB企業コード：986700000

業務推進部サービスサポート課

電話：03-5775-3134（直通）

e-mail：ecinfo@tdb.co.jp